米国における特許付与後の各種手続の比較表

2012年03月05日

特許業務法人 **HARAKENZO** WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称:特許業務法人原謙三国際特許事務所)

手続の種類	手続開始の実 体的要件	無効性の証明 基準	適用可能な先 行技術と条文	時期的要件	施行日	備考
Ex Parte Reexamination	特許性に関す る実質的に新 たな疑義が存 在すること	証拠の優越性	特許法, 102 及 び,103 条下の 刊行物のみ	特許権存続期間中であ ればいつでも可	法改正でも変更なし	何人も申請可/和解不可/Central Reexamination Unit が管轄
Post Grant Review	少なくとも一つ のクレームが 特許性のない ものであるうで ない可能性がそれました。 はいこと	証拠の優越性	いかなる根拠 でも可 特許法 101, 102, 103, 112 条下の刊行 物、先使用、販売	特許発行から9ヶ月以内	2012/09/16	利害関係人のみ申請可ノベストモード開示義務を除く/和解可ノ証拠開示手続きも可ノ特許権者以外の誰でも可ノ利害関係のある実の当事者をすべて明らかにしなければならないノ特許権者はコメントやクレーム補正可ノ異議申立をする者がすでにDeclaratory Judgment を求めた訴訟を提起している場合には、PGR はなしノ特許付を後三ヶ月以内に特許権者が提張した場合、裁判所は PGR を考慮して特許侵害の申し立てを停止しない可能性ありノUSPTO が複数の特許付与後レビューを統合する可能性ありノPGR 申立者は、PGRにおいて提起された、又は提起することができたであろう先行技術を、訴訟において規定された、又は規定することができたであるう先行技術を、訴訟において規定された、以は規定することができたであるう先行技術を、訴訟において規定がしている。
Inter Partes Review	少なくとも一つ のクレームに 関して申請者 が勝つという 合理的公算が あること	証拠の優越性	特許法, 102 及 び,103 条下の 刊行物のみ	特許発行から9ヶ月経過 後	2012/09/16	利害関係人のみ申請可/和解可/未決 の再審査は完了するまで継続される/ Patent Trial and Appeals Board が管轄/ Declaratory Judgment を求めた訴訟がすで に提起されている場合、または提訴されて 一年経過している場合は禁止される。I
Inter Partes Reexamination (2011年9月 16日〜2012年 9月15日まで の)	「特許性に関するを するまない。 新たなす少のに関がするなりしての に関するなののに関ができるが、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	証拠の優越性	特許法, 102 及 び,103 条下の 刊行物のみ	2011/09/16~2012/09/15	2012/09/15 に終了	利害関係人のみ申請可/実体的要件が 引き上げられたが、2012/09/15 に終了 / 上訴は BPAI へその後、CAFC/地裁手続 が進行中の場合も禁止されない。
Inter Partes Reexamination (2011/09/15 以 前の)	特許性に関す る実質的に新 たな疑義が存 在すること	証拠の優越性	特許法, 102 及 び,103 条下の 刊行物のみ	該当なし	該当なし	
Supplemental Examination	特許性に関す る実質的に新 たな疑義が存 在すること	証拠の優越性	特許法 101, 102, 103, 112 条下のいかな る根拠でも可	2012/09/16 前又は後に 発行された米国特許が 対象	2012/09/16	補充審査の申請が認められると査定系再審査が開始される。 和解不可/補充審査において用いられた情報に基づいて特許権不行使とはできない/訴訟中は申請不可/既存の申し立ての治癒には非適用/詐欺は司法長官に報告される。
訴訟中における 防御	該当なし	明白、且つ、 説得力のある 証拠	特許法 101, 102, 103, 112 条下のいかな る情報も可			証拠が審査官の手元にあるか否かに関係 なく、明白、且つ、説得力のある証拠基準 が適用される。

【全2頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、 下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。 ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍) 外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

TEL : 06-6351-4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製·転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.